

令和2年3月18日
会長専決処分により決定

いちご一会とちぎ国体下野市食品衛生対策要項

1 目的

この要項は、いちご一会とちぎ国体下野市衛生基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体（以下「大会」という。）における食品衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

いちご一会とちぎ国体下野市実行委員会は、県実行委員会と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 実施項目

(1) 食品衛生意識の普及啓発

食品に起因する衛生上の危害を防止するため、保健所及び関係機関の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設の営業者等に対し、食品衛生に関する正しい知識の普及及び意識の啓発を図るとともに、自主的な衛生管理の向上を促す。また、大会参加者等に対し、食品衛生意識の普及啓発を行い、食品衛生に対する意識の向上に努める。

(2) 監視・指導

保健所及び関係機関と連携し、食品取扱施設等に対する監視・指導等を実施し、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上を図る。特に大会参加者の宿舎（転用施設等含む）、弁当調製施設・弁当引換所、土産食品の製造・販売施設、競技会場内食品販売所、競技会場内休憩所（おもてなし等提供する場合）に対しては、重点的に監視・指導を行う。

(3) 食中毒等発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合は、被害の拡大を防止するため、食品衛生法に基づき必要な措置を講じるとともに、保健所等関係機関が迅速に対応できるよう連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策について必要な事項は、別に定める。
- (2) 市実行委員会主催イベント等、及び競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。